

公告

南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第91条の規定により、公告する。

令和5年5月2日

南三陸町長 佐藤 仁

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和4年度町道横断1号線道路改良事業支障木伐採・生産委託業務
- (2) 業務場所 宮城県本吉郡南三陸町志津川字秋目川地内外
- (3) 工期 契約締結日の翌日から令和5年12月28日まで
- (4) 業務概要 伐採 A=6,230m²
生産・処分 N=一式
- (5) 支払条件 前金払及び完了払とする。

2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に本社、支店、営業所等(支店、営業所等の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のあること。)のいずれかを有し、南三陸町財務規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 過去10年以内に国、地方公共団体又はその他公共的団体の発注する業務にて、面積5,000平米以上の伐採又は間伐を実施した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (4) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (5) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条に規定する者に該当しないものであること。

3 入札手続等

(1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

令和5年5月8日（月）から同月16日（火）までの午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町建設課（土木係）

(2) 設計図書の閲覧

ア 期間

令和5年5月2日（火）から同月19日（金）までの午前9時から午後5時

まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町建設課前閲覧所

ウ 質問

設計図書について質問がある場合は、備付けの質問書に記入し、令和5年4月17日（水）までに南三陸町建設課（土木係）へ提出すること。

エ 回答

令和5年5月19日（金）午後1時から午後5時までの間、閲覧による。

オ 設計図書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出時間は2時間以内とする。

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月23日（火）午後2時30分

イ 場所

南三陸町役場3階大会議室

4 入札参加者資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類についてそれぞれ正副2部（カについては、1通）を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 制限付き一般競争入札参加申請書

イ 類似業務の実績調書

ウ 配置予定の責任者に関する調書

エ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）

(2) 受付期間及び場所

ア 期間

令和5年5月8日（月）から同月16日（火）までの午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町建設課（土木係）

(3) 入札参加有資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、申請のあった日から14日以内に通知する。

(4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、書面により、当該認められなかった理由の説明を求めることができる。

5 入札方法等

(1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。

(2) 入札の執行においては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額

とする。)をもって落札価格とするので、入札者が入札書に記載する金額は、入札者が消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の110分の100に相当する金額とすること。

- (3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

6 入札保証金 免除する。

7 入札の無効等 南三陸町競争入札参加心得(令和4年南三陸町告示第96号)に定めるところによる。

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。
- (2) 最低制限価格を設定することとし、当該最低制限価格より低い価格の入札をした者は、失格とする。
- (3) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

9 契約保証金

落札者は、南三陸町建設工事執行規則第22条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、落札者が同規則第23条第1項各号のいずれかに該当すると町長が認めた場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

10 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

- ・ 南三陸町建設課土木係 担当者 佐藤
電 話 0226-46-1377 (建設課直通)
FAX 0226-46-5348